



県章

山形県公報

令和3年4月13日(火)

第196号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会臨時会の閉会……………(財政課)…410
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の
指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課)…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定に係る事業の廃止……………(同)…411
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の指定の
辞退……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課)…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課)…412
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課)…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同)…413
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課)…414
- 同……………(同)…同
- 公共測量の実施の通知……………(同)…同
- 同……………(同)…415
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 公共測量の終了の通知……………(同)…同
- 同……………(同)…416
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…417
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課)…同
- 同……………(同)…同
- 県証紙売りさばき人の氏名等の変更の届出……………(会計局)…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………418

公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局)…同

告 示

山形県告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和3年4月8日招集した山形県議会臨時会
は、同日閉会した。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に
より、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害者の支援施設設置者の 名称及び主たる事務所の所在地	施設の名称及び所在地	施設入所支援以外 の施設障害福祉 サービスの種類	入所 定員	指定年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事 業団 山形市宮町一丁目3番36号	山形県総合コロニー希望が 丘しおり 東置賜郡川西町大字下小松 2045番地の20	生 活 介 護	60名	令和 3. 4. 1

山形県告示第340号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に
より、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
社会福祉法人陽光会 南陽市宮内1266番地の1	陽光会指定共同生活事業所（日中 サービス支援型） 南陽市宮内1266番地の1	共 同 生 活 援 助	令和 3. 4. 1

山形県告示第341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に
より、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
社会福祉法人陽光会 南陽市宮内1266番地の1	陽光会短期入所事業所 南陽市三間通291-7	短 期 入 所	令和 3. 4. 1

山形県告示第342号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	希望が丘あさひ寮短期入所事業所 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	短期入所	令和3.3.31

山形県告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地	施設の名称及び所在地	施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類	辞退の効力発生年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	山形県総合コロニー希望が丘あさひ寮 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	生活介護	令和3.3.31
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	山形県総合コロニー希望が丘あさひ寮 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	自立訓練（生活訓練）	同

山形県告示第344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地	施設の名称及び所在地	施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類	辞退の効力発生年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	山形県総合コロニー希望が丘こだま寮 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	自立訓練（生活訓練）	令和3.3.31

山形県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
県内全域
- 2 基本測量を実施した期間
令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
- 3 作業の種類
基本測量（航空重力測量）

山形県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	加 藤 正 美	最上郡大蔵村大字合海833番地

山形県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、庄内赤川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	菅 原 智	鶴岡市馬渡字道東192番地
同	五 十 嵐 久	同 越中山字村田74番地
同	今 野 清 治	同 東荒屋字小島271番地
同	大 瀧 敦	同 青龍寺字北内26番地
同	菅 原 光 弥	同 伊勢横内字前川原14番地
同	佐 藤 一 真	同 矢馳甲6番地
同	五 十 嵐 憲 一	同 豊田乙36番地
同	三 浦 浩 司	同 平田戊27番地
同	大 滝 秀 樹	東田川郡三川町大字東沼字興屋下27番地
同	高 橋 好 博	鶴岡市和名川字北野38番地
同	佐 藤 満 義	同 羽黒町石野新田字中川原4番地
同	成 田 光 雄	東田川郡三川町大字押切新田字対馬39番地

同	志田敏朗	同	横内字西上田元18番地
同	渋谷克正	同	酒田市広野字下中村86番地
同	難波尚	同	鶴岡市西目丙50番地
同	本間松弥	同	菱津い117番地
監事	渡部賢一	同	西片屋字楯村38番地
同	宮野宏	同	馬町字宮ノ腰148番地
同	上野芳彦	同	黒川字楯30番地
同	五十嵐武光	同	酒田市坂野辺新田丙98番地の6

山形県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、庄内赤川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	菅原一夫	鶴岡市田代字森下96番地
同	五十嵐久	同 越中山字村田74番地
同	佐藤泉三	同 熊出字岡村11番地
同	大瀧敦	同 青龍寺字北内26番地
同	菅原光弥	同 伊勢横内字前川原14番地
同	佐藤晃	同 中清水丁346番地
同	五十嵐憲一	同 豊田乙36番地
同	三浦浩司	同 平田戊27番地
同	大滝秀樹	東田川郡三川町大字東沼字興屋下27番地
同	佐藤満義	鶴岡市羽黒町石野新田字中川原4番地
同	高橋好博	同 和名川字北野38番地
同	志田敏朗	東田川郡三川町大字横内字西上田元18番地

同	成田光雄	同	押切新田字対馬39番地
同	渋谷克正	同	酒田市広野字下中村86番地
同	難波尚	同	鶴岡市西目丙50番地
同	本間松弥	同	菱津い117番地
監事	青柳成	同	小真木原町5番15号
同	小林隆	同	酒田市浜中甲154番地
同	金野匡良	同	鶴岡市羽黒町猪俣新田字田屋前153番地
同	農事組合法人いーぐる 代表理事 打田啓市	同	馬町字枇杷川原78番地

山形県告示第349号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（国土広域情報修正）

山形県告示第350号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

山形県告示第351号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域
山形県全域（一級河川流域及び二級河川流域）
- 2 公共測量を実施する期間

令和2年9月30日から令和3年3月25日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第352号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

山形県全域

2 公共測量を実施する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第353号

令和2年12月県告示第866号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和2年11月11日から令和3年1月8日まで

（変更後） 令和2年11月11日から令和3年1月29日まで

山形県告示第354号

令和2年7月県告示第583号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和2年7月27日から令和3年1月29日まで

（変更後） 令和2年7月27日から令和3年2月26日まで

山形県告示第355号

令和2年11月県告示第783号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和2年10月19日から令和3年1月15日まで

（変更後） 令和2年10月19日から令和3年3月5日まで

山形県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

西置賜郡小国町の一部

- 2 公共測量を実施した期間
令和2年11月11日から令和3年1月29日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量、GNSS水準測量）
-

山形県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市宮野浦地内から最上郡戸沢村古口地内まで（最上川流域）
酒田市浜中地内から鶴岡市本郷地内まで（赤川流域）
 - 2 公共測量を実施した期間
令和2年10月12日から令和3年2月19日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、河川定期横断測量、河川深淺測量）
-

山形県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町南西部及び北東部
 - 2 公共測量を実施した期間
令和2年7月27日から令和3年2月26日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
-

山形県告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡戸沢村大字古口地内
 - 2 公共測量を実施した期間
令和2年10月19日から令和3年3月5日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、UAV搭載型レーザースキャナ計測）
-

山形県告示第360号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、寒河江市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
寒河江市全域
- 2 公共測量を実施した期間

令和2年5月26日から令和3年3月11日まで

3 作業の種類

公共測量 数値地形図修正（地図情報レベル2500）

山形県告示第361号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

山形市の一部

2 公共測量を実施した期間

令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

3 作業の種類

公共測量（2級水準測量）

山形県告示第362号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私有地建第199号

2 指定の場所 寒河江市末広町85番1の一部

3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 44.45メートル

4 指定年月日 令和3年4月1日

山形県告示第363号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私有地建第200号

2 指定の場所 寒河江市大字寒河江字仲田74番の一部、75番の一部、76番の一部、77番の一部、78番の一部、79番の一部、80番の一部

3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 85.90メートル

4 指定年月日 令和3年4月1日

山形県告示第364号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称及び代表者氏名を変更した旨の届出があった。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称及び代表者氏名		売りさばき所の所在地	変更年月日
変更前	変更後		
シダックスアイ株式会社 代表取締役 山本 大介	株式会社インファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	令和 2. 5. 1

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第5号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

令和3年4月13日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和3年4月15日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 令和3年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪グレーダ、除雪ドーザ、凍結防止剤散布車及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 令和3年5月24日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量
 - イ 除雪グレーダ4.0メートル級 2台
 - ロ 除雪ドーザ14トン級 3台
 - ハ 除雪ドーザ11トン級 1台
 - ニ 凍結防止剤散布車 1台
 - ホ 小形除雪車1.3メートル級（ディスク式草刈装置付き） 1台
 - ヘ 小形除雪車1.3メートル級 1台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和3年11月30日（火）
 - (4) 納入場所 納入場所一覧表による。
 - (5) 入札方法 (1)のイからへまでのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

- (2) 仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからへまでのそれぞれについて、規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年5月11日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年4月28日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① 4.0meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 2
- ② 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 3
- ③ 11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
- ④ Truck Mounted Material Spreader Quantity: 1
- ⑤ 1.3meter Compact Snow Remover (Disk Mower Device) Quantity: 1
- ⑥ 1.3meter Compact Snow Remover Quantity: 1

- (2) Time-limit for tender: 10:00 A. M. May 24, 2021

- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724